

論点整理(試案)

論 点	考 考え方	備 考
I マスメディア集中排除原則の基本的考え方		
1 「集中排除原則」の意義	<ul style="list-style-type: none"> （放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにし、健全な民主主義の発達に寄与しようとする）マスメディア集中排除原則の意義は、現時点においても、変わっていないのではないか。 	<p>(参考) 放送政策研究会最終報告（15年2月）</p> <p>「マスメディア集中排除原則は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにし、健全な民主主義の発達に寄与しようとするものである（放送法第1条、第2条の2、電波法第7条第2項第4号）」</p>
2 「集中排除原則」の政策目的	<ul style="list-style-type: none"> 「多元性」、「多様性」、「地域性」の確保が、マスメディア集中排除原則によって達成すべき重要な政策目的であることは、現時点においても、変わっていないのではないか。 	
3 「集中排除原則」と競争との関係	<ul style="list-style-type: none"> 単に事業者間の経済的な「競争」というのではなく、視聴者から見た多元性・多様性の確保という意味での「競争」ということも考えられるのではないか。 	
4 諸外国の動向	<ul style="list-style-type: none"> 欧米諸国では、全国所有規制（地域免許における複数局支配）については、上限を定めつつ複数局支配を認める等というような規制緩和の傾向がある。 	

論 点	考 え 方	備 考
II 全般的な規律の在 り方		
1 放送対象地域の在 り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県域単位の放送を基本とした放送対象地域については、現時点においても、地域情報の提供等を確保する上で適切と考えられるのではないか。 	
2 規制の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策目的の確保のための手法として、出資比率等による間接的な手法（構造規制）のほか、番組比率規制等による直接的な手法（行為規制）もあり得るが、表現の自由に対する制約につながる面が少ないという観点から、これまでの構造規制を原則とすることが適當なのではないか。 ・ ただし、具体的な規制の内容や、その効果を十分に検討の上で、一定の場合に行行為規制を取り入れることも考えられるのではないか。 	
3 多様性確保の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより多元性を確保し、それによって多様性も確保されるのではないか。 ・ 多元性と多様性との関係は、メディアごとに異なるのではないか。 	
4 「支配」の基準の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「支配」の基準自体がメディアごとに異なっていることは、個々のメディア特性を踏まえたものであり、合理性を有するものであるが、より分かりやすいものにすることが必要ではないか。 ・ 平成16年11月以降、相次いで発覚した集中排除原則違反事例は、地元経済の疲弊により放送局の株式を持ちうる地元の有力企業の数にも限界があるなど、「同一地域 10分の1超」という基準が地域の実態に合わなくなっていることにも起因していることからすれば、この基準を緩和することも考えられるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上放送 同一地域：1/10超 異地域間：1/5以上 最大7地域までの連携の場合：1/3以上 ・ 衛星放送：1/3以上 ・ 地上波事業者によるBSデジタル事業者の支配：1/2超

	<ul style="list-style-type: none">・ 議決権、現職役員の兼務という直接的な支配以外に、実質的な支配についても検討すべきではないか。・ また、新聞社とテレビとラジオとの同時支配（いわゆる三事業支配）が原則禁止されているが、例外的に認められる場合の基準が分かりづらいため、（例えば、当該地域で 50%以上の新聞社であれば絶対的に禁止する等）その基準を明確化することが必要ではないか。	
--	---	--

論 点	考え方	備 考
III CS放送関連		
1 CS放送を取り巻く環境等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 110度CS、124/128度CSは、合計118事業者により、また、電気通信役務利用放送は、45事業者により実施されており、これらの放送に係る加入者数は合計で約400万加入となっている。 ・ CS放送は、引き続き、有料・スクランブル放送による専門放送を中心とした放送となっている。 ・ 周波数の希少性については、役務利用放送によるものを含め、124/128度CSについては、大幅に緩和されてきている。 	<p>(事業者数・加入者数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 110度CS…16社、27.1万件 ・ 124/128度CS…106社(うち役務45社)、371.0万件 <p>※いずれも17年11月末のデータ。兼営社があるため、上記の事業者数の合計と左記の事業者数は一致しない。</p>
2 CS放送に関する集中排除原則の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数の希少性の緩和や有料・専門放送という実態に鑑みれば、マスメディア集中排除原則を大幅緩和しても良いのではないか。 ・ ただし、基幹的放送メディアである地上波放送事業者(又は準基幹的放送メディアであるBS放送事業者)による支配については、多元性の確保等の観点から、なお一定の規律が必要ではないか。 	
3 いわゆる衛星プラットフォームの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星分野では、視聴者との契約事務、課金・認証等の管理業務、放送番組送出等の放送関連サービス、視聴者からの問合せ・苦情等への対応等を行うプラットフォーム事業者が大きな役割を担っている。 ・ プラットフォーム事業については、委託放送事業者との間での公正さ、視聴者利益等を確保するため、プラットフォーム事業者自らがガイドラインを定めているところ。 ・ 今後、大規模な委託放送事業者を制度的に可能とした上で、この事業者がプラットフォーム機能を有することとなった場合、当該事業者に経営参加している番組供給事業者とそうでない者との間でのサービスの提供条件等について不公平な取扱いが行われるのではないか。また、視聴者にとって多様な放送が確保されなくなるのではないか。 	<p>(プラットフォームの状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スカイパーエクTV! サービス開始：平成8年6月 利用衛星：JCSAT-3(東経128°)、JCSAT-4A(東経124°) ・ スカイパーエクTV!110 サービス開始：平成14年4月 利用衛星：N-SAT-110(東経110°) ・ WOWOWデジタルプラス サービス開始：平成16年12月 利用衛星：N-SAT-110(東経110°) <p>(ガイドラインの概要)</p> <p>I. 衛星放送の円滑な実施の確保のための事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委託放送事業者等(委託及び役務事業者)に対する、業務内容及びその

	<ul style="list-style-type: none"> ・ このため、プラットフォーム機能を有する大規模な委託放送事業者については、番組供給事業者の公正な取扱いや番組の多様性等を確保するため、一定の規律が必要ではないか。 	<p>提供条件並びに責任に関する事項が適正かつ明確になっていること</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 不当な義務や差別的取扱いが行われないこと 3. 委託放送事業者等の利益が相反する場合、適正な解決が図られるようになっていること <p>II. 衛星放送の視聴者（視聴しようとする者を含む。以下同じ。）の利益を確保するための事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適正な営業活動 2. 有料放送の役務の料金その他の提供条件及びその変更の内容の明示 3. 苦情・要望等の誠実な受け付け、適切な対応 4. 個人情報の適正取り扱い及び保護
--	--	---

論 点	考え方	備 考
IV テレビとFMの兼営の可否		
1 テレビとFMの兼営に関する環境の変化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一地域におけるテレビ放送とAM放送との兼営は、テレビ放送発足時の歴史的経緯からマスメディア集中排除原則の例外として認められてきたもの。 ・ AM放送とFM放送は、集中排除原則を除けば、制度上は基本的に同一の取扱いが行われているところ。 ・ 平成17年に発覚した違反事例には、FM放送関係の事例もあった。 	<p>(AM・テレビの兼営、三事業支配原則禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一地域におけるテレビジョン放送局及びAMラジオ放送局の兼営は可(ただし、テレビジョン放送、AMラジオ放送、新聞の三事業支配は原則禁止) ・ 同一地域におけるテレビジョン放送局及びFMラジオ放送局の兼営は不可
2 テレビとFMの兼営の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ放送とAM放送との兼営は、これまで長期にわたり行われてきたが、多元性や多様性等の関係で、特段の問題は認められていない。 ・ 視聴者からみた場合、テレビとラジオとではメディア特性が大きく異なるものの、AMとFMとの間では、制度的に異なった取扱いをするほどの違いはないのではないか。 ・ 以上からすれば、テレビとFMとの兼営を、新たな経営の選択肢の一つとして認めることが適当ではないか。 	

論 点	考え方	備 考
V サーバー型放送・ ワンセグ関連		
1 サーバー型放送の 位置付け・制度整備 の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ サーバー型放送は、放送番組をサーバーに蓄積しつつ視聴（リアルタイム型）、または、蓄積後に視聴（蓄積型）するサービスであり、いずれの場合も、放送又は通信により伝送されるメタデータ（番組の属性を示す情報）を用いることにより、蓄積した番組のダイジェスト視聴等の便利な視聴が可能となるもの。 ・ 本サービスについては、一般に有料で提供されることを前提に、多様なビジネスモデルが検討されているところ、現行の「有料放送」として捉えるべき範囲や新たな規律の必要性について一定の整理が必要ではないか。 ・ サーバー型放送の発展等のためには、有料放送に係る料金認可制等の規律について、必要な緩和を行うことが求められるのではないか。 ・ NHKがサーバー型放送を、仮に受益者負担（有料放送）の形で行う場合には、受信料制度との整理が必要ではないか。 	
2 ワンセグの位置付 け・制度整備の必要 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワンセグは、「テレビジョン放送」として行われる地上デジタル放送の1セグメントを用いて行われるものであり、現行制度のもとで、平成18年4月からいわゆる「サイマル放送」により開始される予定。 ・ 外出時の短時間視聴、非常災害時の適切な情報提供のニーズに対応するため、本放送とは異なる内容の「独立サービス」の実施について、制度上可能となるよう措置することが必要ではないか。 	